

## 用語の説明

本書における用語の意味は次のとおりです。

- 刑法犯 …………… 刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る211条の罪を除く。）、爆発物取締罰則、決闘罪に関する件、暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法、サリン等による人身被害の防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律に規定する罪をいう。
- 認知件数 …………… 犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数
- 凶悪犯 …………… 殺人、強盗、放火、強制性交等
- 粗暴犯 …………… 暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
- 窃盗犯 …………… 窃盗
- 侵入窃盗 …………… 一戸建て住宅やマンション、店舗、会社事務所等に侵入し金品を窃取する犯罪
- 非侵入窃盗 …………… 侵入窃盗以外の窃盗犯罪（乗り物盗含む）
- 知能犯 …………… 詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
- 風俗犯 …………… 賭（と）博、わいせつ
- その他の刑法犯 …… 公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯
- 特殊詐欺 …………… 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信用させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）
- オレオレ詐欺 …… 親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る詐欺
- 預貯金詐欺 …………… 親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る詐欺
- 架空料金請求詐欺 …… 未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る詐欺
- 融資保証金詐欺 …… 実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取る詐欺

- 還付金詐欺 …………… 税金還付等に必要な手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺
- 金融商品詐欺 …………… 架空又は価値の乏しい未公開株、社積等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚無の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、購入名目等で金銭等をだまし取る詐欺
- キャッシュカード詐欺盗 …… オレオレ詐欺と同様の手口で被害者と接触し、キャッシュカード等を封筒に入れさせ、隙を見て別の封筒をすり替えるなどし、被害者のキャッシュカードを持ち去る（窃取する）もの
- ひったくり …………… 携帯している金品をひったくって窃取するもの
- 置引き …………… 置いてある携帯品をすきをみて窃取するもの
- 車上ねらい …………… 自動車等の積荷や車内の金品を窃取するもの
- 自転車盗 …………… 自転車を窃取するもの
- 事務所荒し …………… 会社、組合等の事務所に侵入し、金品を窃取するもの
- 出店荒し …………… 閉店中の店舗に侵入し、金品を窃取するもの
- 空き巣 …………… 家人等が不在の住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するもの
- 忍込み …………… 夜間家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するもの
- 自販機ねらい …… 自動販売機又はその中の金品を窃取するもの
- オートバイ盗 …… オートバイ、スクーター等を窃取するもの
- 自動車盗 …………… 自動車を窃取するもの